　養護教諭の複数配置など、養護教諭の負担軽減に関する項目

養護教諭については、定数事情が依然厳しい状況にある中、各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、いじめや不登校、暴力行為など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などに複数配置を行ってきたところであり、今年度は９１校において複数配置を行ったところ。府の財政状況は極めて厳しい状況にありますが、今後とも各学校の状況を勘案し、適切な配置に努力していく。

　来年度も、今年度に引き続き一定の採用を予定しており、今後とも、将来の生徒数や退職者数の動向等を踏まえつつ、可能な限り養護教諭の採用数を確保していく。

　再任用制度の運用については、再任用教職員は定数内として取り扱っており、制度の趣旨に沿って適切に対応している。再任用短時間勤務者の配置など、各校への具体的な配置については、各学校の状況を踏まえて適切に行っていく。

　妊娠中の養護教諭の負担軽減に関する項目

妊娠中の養護教諭に対する職務軽減については、２０年度から軽減措置を行う期間を妊娠判明時からと改善したところであり、引き続き、周知を図っていく。

　生徒が関わるトラブルや被害、問題行動等への対応のためスクールカウンセラーの配置などの養護教諭の負担軽減に関する項目

近年、高校生が関わる様々なトラブルや被害、問題行動等が連続して生起しており、その背景に、生徒たちの表面には現れない悩みや不安・ストレスが指摘されている。また、発達障がい等で配慮が必要な生徒も増加しており、学習指導や生徒指導等において、個々の生徒の特性に合った支援が必要となっている。

　そのため府教育委員会では、平成２３年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を立ち上げ、全ての府立高校に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置している。また、配置校における活動日程や執務時間については、一人のスクールカウンセラーを複数校に配置しているため、一定の基準を示しているが、詳細については、スクールカウンセラーと学校が調整して運用することとしている。

　スクールカウンセラーの職務内容としては、障がいのある生徒を含むすべての生徒の支援を行うために、ケース会議への出席の他、生徒・保護者への直接面談等を通して、学校の教育相談体制に関する助言を行うこととしている。

　今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めていく。

　保健室の施設設備を整備するなど、養護教諭の感染症予防に関する項目

学校の施設整備については、従前より、ヒアリング等を通じて学校からの要望を十分に聞き、感染症予防の措置に関してもその意向を踏まえ、予算の範囲内で整備に努めてきているところ。

今後とも、施設整備につきましては、改善に努めていきたい。

養護教諭の休憩時間の確保に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態も踏まえ、適切に運用していく。

長期休業期間中に養護助教諭を配置するなど、養護教諭不在時に保健室対応を行っている教員の負担軽減に関する項目

病気休暇等の代替の期間については、予算の範囲内で必要に応じて措置しているが、学期間雇用を原則としているところであり、長期休業期間中に雇用することは困難。

養護教諭の保健授業の発令による業務負担に関する項目

養護教諭の保健授業の兼職については、養護教諭の負担にならないよう校内協力体制に留意しつつ、養護教諭の専門性が活かされ、児童生徒にとってよりよい健康教育の充実が図られるよう指導している。複数配置については、保健授業の兼職発令のみならず、様々な観点から各学校の生徒等の実態を踏まえ、総合的に判断している。

評価・育成システムの賃金リンクの撤回に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、また、皆さまとの協議の上、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図っていく。

衛生管理者の選任にあたって、養護教諭の負担とならないよう措置を講ずることに関する項目

要求の趣旨については、校長等に対し、安全衛生管理者研修会及び健康診断説明会において今後とも、引き続き指導の徹底を図っていきたい。

インフルエンザ等の予防接種の公費負担を実施するなど、養護教諭の感染症予防に関する項目

予防接種については、法に基づき各市町村の担当部局が実施している。

なお、教職員の定期健康診断では、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく法定項目以外に、乳がん・子宮がん検診等を実施するなど、受診項目を充実してきた。

今後とも、教職員の健康管理に取り組んでいきたい。